

## 令和2年度12月補正予算について

注:◎は新規施策分  
○は大幅増額分  
( )は累計額  
単位:千円

### 1. 新型コロナウイルス感染症への対応 5, 496, 222

- 1 ○ **新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費(保健福祉部 医療対策課)** 1, 835, 748 (8,727,580)

医療崩壊を防ぐため、重症化のおそれのない中等症患者を受け入れる重点医療機関の病床確保を図る。

補助対象 入院病床確保のための空床補償  
負担区分 国10/10

- 2 ○ **生活福祉資金貸付事業費(保健福祉部 保健福祉課)** 3, 643, 000 (8,751,544)

感染症の影響により収入が減少した世帯の資金需要に対応するため、貸付金の原資を県社会福祉協議会に補助する。

実施主体 (福)県社会福祉協議会

内容

緊急小口資金  
貸付対象 感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯  
限度額 20万円以内  
償還期限 2年以内(据置1年以内)  
貸付利率 無利子

総合

支援資金  
貸付対象 感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯  
限度額 2人以上世帯:月20万円以内 単身世帯:月15万円以内  
(貸付期間:原則3月以内)  
償還期限 10年以内(据置1年以内)  
貸付利率 無利子

負担区分 国10/10

- 3 **令和2年国勢調査費(企画振興部 統計課)** 17, 474 (652,899)

市町における感染防止対策や審査期間の延長に伴い必要となる経費を増額する。

感染防止対策  
内容 調査員等のマスク購入、説明会会場の追加借上  
審査期間の延長(最大2か月)  
内容 市町職員手当、会計年度任用職員手当  
負担区分 国10/10

### 2. 当面措置を必要とする経費 96, 823

- 4 ◎ **JR内子線災害復旧支援事業費(企画振興部 交通対策課)** 45, 750

令和2年7月豪雨により土砂崩れ等が発生したJR内子線の復旧工事を支援する。

事業主体 四国旅客鉄道(株)  
工事期間 2年7月～3年3月  
工事内容 五十崎駅・喜多山駅間 斜面崩壊対策 など  
負担区分 県1/8 (国1/4 市町1/8 事業者1/2)

5 ○ 経営体育成支援事業費(農林水産部 農政課) 10, 823 (17,409)

令和2年7月豪雨により被災した農業者の営農再開を支援する。

事業主体 市町  
実施主体 営農再開を希望する農業者  
補助対象 農業用ハウス、農業用機械の取得又は修繕 など  
補助率 国1/2・3/10 (市町1/5)

6 ○ 私立学校耐震化促進事業費(総務部 私学文書課) 30, 000

私立学校に通う生徒の安全・安心を確保するため、私立学校が行う学校施設の耐震対策を支援する。

対象 聖カタリナ学園高等学校  
耐震改築  
対象施設 文部科学省の補助採択を受けた寄宿舍  
実施箇所 1校1棟  
補助率 国補助額の1/2(補助上限 3,000万円/棟)  
(災害に強い愛媛づくり基金を充当)

7 加工食品輸出基盤整備支援事業費(経済労働部 産業政策課) 10, 250 (149,909)

北米等への加工食品の輸出拡大に向けた施設整備等を支援する。

事業主体 食品加工事業者  
補助対象 国際認証規格に対応した機器整備に要する経費  
補助率 国1/2

3. 給与改定経費

△501, 163

8 職員給与改定費

△497, 971

人事委員会勧告に基づき職員給与を改定する。

一般会計 (21,543人)		△ 424,908 千円
一般職員 (4,222人)		△ 89,050 千円
警察職員 (2,875人)		△ 59,655 千円
小学校職員 (4,981人)		△ 112,461 千円
中学校職員 (2,869人)		△ 64,846 千円
県立中等教育学校職員 (216人)		△ 4,951 千円
高等学校職員 (2,608人)		△ 60,361 千円
特別支援学校職員 (1,031人)		△ 21,421 千円
会計年度任用職員 (2,741人)		△ 12,163 千円
企業会計 (2,707人)		△ 73,063 千円
一般職員 (2,066人)		△ 63,935 千円
会計年度任用職員 (641人)		△ 9,128 千円

9 特別職期末手当改定費

△3, 192

期末手当の年間支給割合の引下げ		
年間3. 40月分 → 3. 35月分 (0. 05月分減)		
一般会計 (52人)		△ 3,132 千円
企業会計 (1人)		△ 60 千円

[人事委員会勧告に基づく職員給与改定の概要]

- 1 期末手当の年間支給割合の変更
 

期末・勤勉年間支給割合	4. 50月分	→	4. 45月分 (0. 05月分減)
期末手当	2. 60月分	→	2. 55月分 (0. 05月分減)
□ 12月期	1. 30月分	→	1. 25月分 (0. 05月分減)
勤勉手当	1. 90月分 (据置き)		

※3年4月1日以降は、6月期、12月期ともに1.275月分とする。  
 ※特定幹部職員についても、年間支給割合を同様に変更する。

- 2 実施時期 2年12月1日